

# 静岡県における 公契約条例制定への論点

## 報告：林克氏(静岡県評議長)

### ●公契約条例をめぐる状況

#### (1) 公共サービスの質の劣化

雇用の質の劣化、非正規40%、年収200万円以下のワーキングプア労働者が1100万人を超える。相対的貧困率が16.1%(2012)で先進国では米に次ぐ。

公共事業の縮小による建設業の縮小、後継者不足による工事の遅延など。

自治体アウトソーシングで公共サービスの質の低下、完成ワーキングプアの増大。

#### (2) 静岡県の人口社会減

静岡県の人口社会減、2013年、2014年がワースト2、2015年がワースト5となる。若年労働者が主に首都圏に流出する現象が顕著。

オイルショック後の有効求人倍率0.4台から、現在1.4程度で推移。

一方、最低賃金において、静岡県は時給807円に対して、神奈川県は930円と123円の差、1日働けば約1000円、1月では2万数千円の差が出る。首都圏のとの格差は開いている。

建設業の求人や自治体の資格職、技術職の求人が困難に。

### ●静岡県における運動の流れ

2012年に公契約キャラバン開始。多くの自治体が国や県の動向をみるという意見。その後13、14年と実施。

2014年11月、大運動対県交渉で「公契約をめぐる新たな動きがでてきている」「公共工事や一般の業務委託の契約制度の検討に加えて、公契約条例についても関係部局と連携して検討していきたい」「内部チームの設置を検討」と回答。

県のチーム(庁内の勉強会)は、奈良県、岩手県を視察、県の公契約条例について資料収集。

2015年度、事業所アンケートを実施

県の内部チームは、結論が出ないまま推移している状況。その中で2016年9月に公契約シンポが開催された。

### ●テーマその1：公契約条例は「賃金問題」

根元前野田市長「設定労務単価を積み上げて予定価格を設定・公表しても、たとえその価格でピタリ張り付いたとしても、下請けで働く人の賃金が安くなってしまふ。設計労務単価が上がっても、それが確保できない。いずれにしても価格が決まっているだけでは十分じゃない」

### ●テーマその2：職種別賃金の確立を

公共工事に働く労働者は、その目安となる設計労務単価が明示され、それが運動論的な指標になる(野田市は単価の八掛け)。

国交省留意事項では、設計労務単価は必要経費を定めたもので、下請契約における労働者の支払い賃金を拘束しない。だから公契約法(条例)による担保が必要となる。

委託・指定管理、公共調達に関しては別個の指標の設定が重要。

### ●テーマその3：雇用の継承

直接公契約の賃金の課題ではないが極めて重要(野田市の例で言えば)電話交換の業者が変わって、落札価格が下げられ、賃金も下がり、職員は「やられてない」と辞めたことにより機能麻痺。

継続雇用の努力義務を規定するとともに、長期継続契約の締結を義務付け。

### ●まとめ：三方がすべて得するために

地域からの賃金底上げ  
中小企業の経営の安定  
自治体財政の再建